

神戸市農漁業組織活動促進事業 実施要領

第1 目的

この要領は、「経済観光局農政関係所管補助金等の交付に関する要綱」（以下「要綱」という。）別表1「神戸市農漁業組織活動促進事業」について、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業の趣旨

神戸市では農漁業地域と都市地域が近接する神戸のポテンシャルを活かし、神戸の農水産物の魅力を発信し、生産者と消費者等が交流する場、農漁業体験を通じてつながる場を提供することで、神戸産農水産物の地域内での利用を促進するとともに誘客を図る取組を推進している。

そこで、神戸産農水産物の地産地消やブランド化等を図ることを目的として活動する神戸市内の農漁業者組織に対して補助を行う。

第3 事業対象者

次の要件をすべて満たす市内の農漁業者組織。

- (1) 3戸以上の神戸市内女性農業者・漁業者が過半を占めるもの。
- (2) 代表者その他の事項について定めた定款または規約を有するもの。
- (3) 事業実施並びに会計手続、事後管理を適正に行い得る体制を有していること。

第4 補助対象経費

市内産農水産物に関する以下の事業に要する使用料、需用費、旅費、役務費、報償費等とする。

- (1) 食育（花育）活動に関すること
- (2) 6次産業化（加工食品等開発）に関すること
- (3) 営農、営漁に関する研究、研修

第5 補助対象期間

事業実施計画が承認された年度の4月1日から3月31日までとする。

第6 補助率及び補助金の額

予算の範囲内において、次のとおりとする。

- (1) 補助率は、事業に要する経費の40%以内とし、補助金額は400千円を上限とする。
- (2) 千円未満の端数は切り捨てるものとする。

第7 事業の実施

- 1 本事業の実施主体は、公募により選定するものとする。
- 2 本事業を実施しようとする者は、次の書類を市長に提出するものとする。
 - (1) 応募申請書（様式第1号）
 - (2) 実施計画書（様式第2号）
- 3 市長は、前項の申請があったときはこれを審査し、当該事業実施計画が適当と認められる場合はこれを承認する。
- 4 市長は、神戸市補助金等の交付に関する規則及び経済観光局農政関係所管補助金等の交付に関する要綱の定めに従い、補助金交付を行うものとする。

第8 重複申請の制限

年度内に、同一の事業主体が当該事業へ複数回申請することはできないものとする。

第9 補助金の管理等

- 1 事業実施主体は、補助金の管理のため、帳簿の整備、管理及び領収書等の保管等による適正な経理を行わなければならない。
- 2 事業実施主体は、この補助金に関する書類を、事業終了後、当該事業年度の次年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 3 市長は、必要に応じて、前項の書類の提出を求めることができる。

第10 報告

事業実施主体は、次に定める書類を事業完了後1ヶ月以内、又は市の年度末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（要綱第4条別表2様式第6号）
- (2) 実施状況報告書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類。

第11 補助金の返還

事業実施主体が、神戸市補助金等の交付に関する規則第20条に該当するときは、補助金の全部もしくは一部の返還をさせることができる。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、経済観光局局长（農政担当）が別に定める。

附 則 この要領は、令和5年4月1日より施行する。

附 則 この要領は、令和8年4月1日より施行する。